

第 25 回住民基本台帳ネットワーク部会（概要）

1 開催日

平成 30 年 12 月 11 日（火）～19 日（水）（持ち回り審議）

2 審議事項

本人確認情報の利用事務の追加にかかる住基ネット条例改正について

【改正理由】

知事が住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を提供することができる事務として、警視庁交通部駐車対策課が実施する、道路交通法に定める放置違反金の徴収に関する事務を追加する。

【事務の概要】

放置駐車違反が確認された場合、違反した運転者による反則金の納付がなく運転者責任が追及できないときは、車両の使用者が放置違反金を納めることになる。通常、自動車検査証に記載されている使用者に対し納付命令等を郵送するが、不送達となるケースも多く、その場合、対象者の所在調査を実施する。従前、所在調査においては、区市町村への郵送による書面照会を行っている。

【住基ネット利用の効果】

徴収事務の迅速化、照会事務の効率化及び費用削減、収納率の向上

3 審議内容

事務局から各委員に対し、本人確認情報の利用事務の追加について説明後、審議事項について、各委員から承認を得た。

追加事務における本人確認情報の利用に関しての、適正な利用の確保を図ることについて、ご意見があった。

4 委員名簿（敬称略）

	氏名	現職等	出欠
部会長	藤原 静雄	中央大学法科大学院教授	出席 (12/17)
委員	小幡 純子	上智大学大学院 法学研究科教授	出席 (12/11)
委員	新保 史生	慶應義塾大学 総合政策学部教授	出席 (12/19)
専門調査員	山口 雅浩	東京工業大学 学術国際情報センター教授	出席 (12/18)